

# COTOHA Meeting Assist 利用規約 【現改比較表】 2024年2月1日現在

～2024年2月29日

2024年3月1日～

## (申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用及び利用内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込の承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。

2 当社は、次の各号に該当すると判断した時は、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が第14条（利用停止）第1項各号に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) 申込み内容に事実と異なる記載がなされたとき

(5) 申込者が日本国内に住所を置く法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）

でないとき

(6) 第2条に定める本サービスの目的の範囲を逸脱した利用及び第21条に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき

(7) その他当社の業務に支障があるとき

3 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取り消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

第4条 削除

<p><u>4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</u></p> <p><u>5 当社が申込み及び申込み内容の変更を承諾後、当社は契約者へ本サービスを提供する準備が完了次第、契約者に本サービス提供の開始日を通知するメール等を送信します。</u></p>	
<p>(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)</p> <p>第10条 契約者は、契約者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、<u>あらかじめ当社の書面による承諾がない限り</u>、その全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。</p>	<p>(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)</p> <p>第10条 契約者は、契約者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、その全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。</p>
	<p><u>附 則 (令和6年1月25日 CAS3サ000400000751-01号)</u></p> <p><u>この改訂規約は、令和6年3月1日から実施する。</u></p>